

協会けんぽ被保険者の被扶養者に対するがん検診の受診勧奨・精検受診勧奨について(検討)

【現状】

- ・協会けんぽで被扶養者に提供しているのは特定健診のみであり、がん検診は市町村の実施するがん検診を受診するよう案内している
- ・協会けんぽ青森支部では、特定健診の案内を送付する際に、連携している市町村のがん検診情報も同封している

【課題】

- ・協会けんぽ被保険者の被扶養者を対象としたがん検診受診状況を把握する方法がない（名簿管理ができない）
- ・労働安全衛生法上、従業員には健康診断を受ける義務があるため、検診機関をキーポイントとして、健康診断を受診する機会を捉えてがん検診につなげる方法が考えられたが、特定健診については、高齢者の医療の確保に関する法律上、保険者に実施義務はあるものの、被保険者（及び被扶養者）の受診は任意であり、キーポイントにできる場所や主体が存在しない（一元的に把握ができない）
- ・特定健診はクリニック等でも受診でき、受けられる医療機関が非常に多い。仮に、被扶養者が特定健診と一緒にがん検診を受けようと思った場合、特定健診の案内に同封されている大量の医療機関のリストの中から、市町村のがん検診を受けられる医療機関を自ら選ばないといけない状況

【今後の検討の方向性】

- ・協会けんぽ青森支部（被扶養者を把握できる保険者）と市町村（がん検診実施主体）の連携の強化を図ることで、可能となる取組が増えるのではないかと。まずは、協会けんぽ青森支部と連携する市町村を増やし、被扶養者に対する市町村がん検診情報提供を充実させる方向で検討してはどうか。

まとめ（論点整理）

- 1 市町村が実施するがん検診結果に係る事業所との情報共有は、法令上の課題や、対象とする事業所の実状等を踏まえ、本事業においては踏み込まないこととしたい。代わりに、本事業の案内チラシに事業主あて依頼文書を添えて、がん検診の受診勧奨や精密検査のための休暇取得等の配慮を促すこととしたい
- 2 パイロットテストの実施方法等について、大枠を了承いただけたら、実施段階での細かい調整については、県（及び関係機関）に一任していただきたい
 - 実施方法
 - 委託先：八戸西健診プラザ
 - 会場：検診機関の施設内を基本とするが、一部巡回方式でも実施
 - 対象：協会けんぽ青森支部に加入かつ生活習慣病予防健診を未実施の事業所の従業員（被保険者）を基本とするが、同じプロセスで拾い上げができる場合は対象に含めてもよい取扱いとする
 - 対象市町村：八戸西健診プラザと大腸がんの個別検診の契約を締結している11市町村（八戸市は除く）
 - 実施期間：8月～10月（この間に申し込まれた予約を含む）※健（検）診の実施は11月以降でも可
 - 周知方法
 - ①八戸西健診プラザに健康診断の申込みをした事業所又は個人にチラシ配付
 - ②協会けんぽ青森支部及び上北・下北労働基準協会の協力を得て、対象となりうる事業所にチラシ送付
 - 検証方法
 - 11月に実施状況を取りまとめ、12月の検討委員会で報告
 - 参考指標として、事業実施率、精検受診率、精検受診までの待機日数を把握
- 3 被扶養者へのがん検診・精検受診勧奨については、今後、協会けんぽ青森支部と市町村の連携強化を図る視点に立って、具体的な取組を検討していくこととしたい（協会けんぽ青森支部と要相談）